



# 養父市社協だより

# 市民と協力をむすぶ

第93号

3月 2012

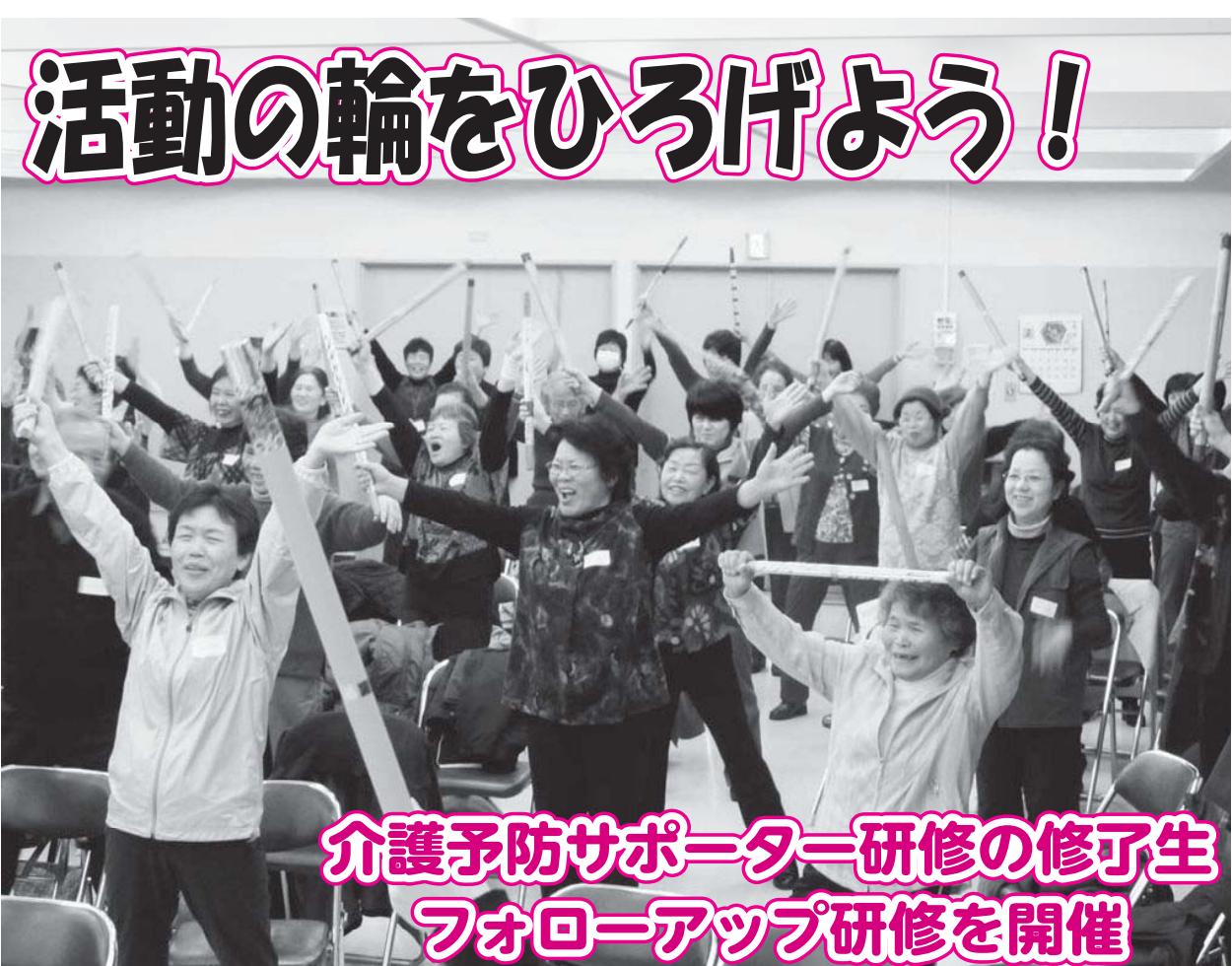
## WELFARE INFORMATION

■編集発行／社会福祉法人養父市社会福祉協議会 〒667-0022 養父市八鹿町下網場320（地域交流センター「福祉の杜」）  
平成24年3月15日発行 ■電話（079）662-0160 ■FAX（079）662-0161 ■E-Mail yabu-shakyo@fureai-net.tv  
■ホームページ <http://www.yabu-shakyo.jp/>

# かけはし

▶内田先生が考案した「はばタン元氣体操」を教えてもらつたおかげで、養父市の「やぶからまつたいじやう」を先生に披露する参加者（＝2月23日、八鹿公民館）

# 活動の輪をひろげよう！



**介護予防サポーター研修の修了生  
フォローアップ研修を開催**

内田先生は「要介護状態にならないために①栄養をしつかりとる②社会参加を積極的に行う③体力（筋力）を維持する」とが大事です」と介護予防における3つのポイントを話しました。

その後グループに分かれて、地域で取り組んでいる活動の様子やこれから目標などを話し合い、お互いの取り組みを確認しあいました。

参加者は「研修修了後、地域の福祉委員と一緒にふれあい喫茶を開催しています。先生から教わった体操を取り入れたいです」と話していました。

介護予防サポーターは地域で  
介護予防の啓発活動を行うボラ  
ンティアです。平成19年度に始  
まった「介護予防サポーター研  
修」は、今年で5年目となり、  
修了生は220人を数えます。  
修了生の実践活動を支援する  
講習と交流を目的に2月23日、  
八鹿公民館でフォーラップ研  
修を開催し、65人が参加しま  
した。

「みなさまのご意見をお聞かせください」

## 小地域福祉懇談会

養父市社会福祉協議会では、平成21年度より、各区の公民館を会場に、「小地域福祉懇談会」を実施しています。これは、社協の取り組みでいる活動を、住民のみなさまに広くお知らせするとともに、社協に対するご意見やご要望を、お聞かせいただくことを目的としています。

「社協が何をしているのか、よくわからない」「財政の状況はどうなっているのだろう」「もっと、こんな課題に取り組んでほしい」……みなさまから寄せられるさまざまなお問い合わせを取り入れ、今後の活動をすすめていきます。懇談会の開催にご協力をよろしくお願ひいたします。



▲説明に、真剣に耳を傾ける参加者（＝平成23年6月27日、高柳谷構造改善センター）

### 小地域福祉懇談会 開催状況

平成21年度	30行政区	600人 出席	
平成22年度	30行政区	583人 出席	
平成23年度 (平成24年3月3日現在)	日 時	区 名	出席者数
6月26日	青 山	18人	
6月27日	高 柳 谷	22人	
7月16日	大 葪	33人	
7月26日	今 井	10人	
7月27日	岩 崎	11人	
9月11日	奥 三 谷	13人	
9月15日	関宮元町内会	15人	
10月29日	横 行	21人	
11月25日	下 吉 井	13人	
12月11日	森	45人	
12月18日	駅 前	25人	
1月24日	岡	12人	
2月17日	川 西	10人	
3月3日	和 多 田	10人	
14行政区	出席者計	258人	

養父市社協では、全行政区での開催をめざしており、今後、開催ペースをあげて実施していくたいと思います。

お伺いする区のみなさま、ぜひご参加をよろしくお願ひいたします。

### 社協のことが少しあつた

小地域福祉懇談会では、社協の行っている事業や福祉サービスのほか、社協会費や共同募金の使いみちについて、写真や画像を使って説明しています。そのなかで、社協の理念や、めざす方向、そして現在の財政の状況について市民のみなさまにお伝えしています。

活動を行っていることを知った」などの感想が寄せられています。また、「もっとこのようないい懇談会を開催して欲しい」「自主財源の強化を」などのご意見を見たやすくほか、防災や公共交通、除雪の問題など、身近な生活で感じているさまざまな課題について意見を交わします。

### 全行政区での開催を

現在までに74行政区、1441人の方にご参加いただきました。しかし、養父市には163行政区あり開催率は未だ45%の状況です。

①区長さんによる開会のあいさつ、社協の役職員が、懇談会の趣旨説明を行います。	②画像や資料を用い、社協の活動や財政の状況を説明します。

③(ここ)からが本番！ 住民のみなさまから、さまざまご意見をお聞かせいただきます。また、お寄せいただくご質問にお答えします。

読者の声 聴覚障がいの特別対談で元同僚の方がのついて懐かしく思い読みました。元気で何事にも積極的に生活しておられる事を知り安心しました。（八鹿地域 女性 44歳）

② 第93号 かけはし

3月27日

# 地域 ふれあいの家

がオープン

## 火曜日は「いきいきサロンハ鹿」を開催

八鹿町に、誰でも「気軽に、無理なく、自由に」集える場所として、3月27日（火）地域ふれあいの家が開所します。月曜日から金曜日の午前9時から午後4時まで開館し、子どもから高齢者の方まで、誰でも利用できます。

毎週火曜日は介護予防通所事業「いきいきサロンハ鹿」を開催します。

### ☆地域ふれあいの家（たまり場）☆

- ・開催日時：月、水、木、金曜日 9:00～16:00
- ・利用料：無料
- ・場所：養父市八鹿町八鹿 664-1  
(谷眞米穀店さんの裏隣)

### ☆いきいきサロンハ鹿☆

- ・開催日時：毎週火曜日 10:00～15:00
  - ・利用料：1,000円（昼食、送迎あり）
  - ・利用できる方：おおむね65歳以上の介護認定を受けていない方で、自分で歩け、食事、排せつが自立している方
  - ・内容：体操、談話、レクリエーション、手芸、アロマセラピーなど
- ※利用するには申請が必要です。  
詳しくは、社会福祉協議会へご連絡ください。

### いきいきサロンハ鹿ボランティア募集

サロン開催にあたり、調理やサロンのお手伝いをいただけるボランティアの方を募集いたします。

- ・調理ボランティア
- ・支援ボランティア

#### 【問合せ先】

養父市社会福祉協議会地域福祉課  
電話：662-0160

## 平成23年度 赤い羽根共同募金 実績報告 養父市共同募金委員会

募金総額 7,834,669円

たくさんのご協力、まことにありがとうございました。



### 「今年、支えあうことの大切さを知った」

昨年は、自然災害や原発事故に見舞われ、また、社会の経済状況も引き続き厳しい1年でした。

そのような中、おこなわれた赤い羽根共同募金には、各世帯、企業、商店、団体、学校などさまざまな方面から、多くのあたたかいご協力が寄せられました。

このたび、お寄せいただいた募金全額を兵庫県共同募金会に送金いたしました。

本当にありがとうございました。

[内訳]

募金方法	実績額(円)	備考
戸別募金	5,550,286	協力戸数 7,972戸
街頭募金	216,664	実施回数 16回
法人募金	1,768,140	協力法人 522事業所
学校募金	83,127	協力学校 10校
職域募金	212,902	協力職域 37件
その他の募金	3,550	期間外受け入れほか
実績額合計	7,834,669	
22年度実績額	7,870,325	
前年度比較	△35,656	

# 集まれ！支部社協

八鹿支部

養父市八鹿町下網場320 地域交流センター「福祉の杜」 TEL : 662-8080 FAX : 662-0161

部社会福祉課の井垣信子主幹から、手話通訳者の派遣制度や用具購入費の補助など聴覚障害福祉制度について説明がありました。

そして、但馬補聴器センター認定補聴器技能者の大羽裕幸さんから、聴覚障がいや補聴器についての話がありました。

難聴とは、病気や高齢により聞こえにくさがあることで、ささやき声が聞き取れない方から、全く聞こえない方まであります。耳の音を伝える部分に障害があり、聞こえにくくなる「伝音性難聴」と、聴神経の障害による難聴の「感音性難聴」



▲会場では補聴器に直接声を届ける磁気誘導ループや要約筆記で参加者をサポート(=2月26日、八鹿文化会館)

# 難聴について学ぼう

## 聞こえと補聴器の勉強会

2月26日、但馬聴覚障害者センター主催の「聞こえと補聴器の勉強会」が養父市で初めて開催され、難聴者とその家族など19人が参加しました。

最初に、養父市健康福祉部社会福祉課の井垣信子主幹から、手話通訳者の派遣制度や用具購入費の補助など聴覚障害福祉制度について説明がありました。

「聴」などがあります。これらは補聴器で聞こえをいくらか改善できますが、感音性難聴は声などが歪んで聞こえ、補聴器の調整がより難しく、筆談や身振りで補うとわかりやすくなると話しました。

参加された堀尾吉晴さん（上小田）は、「今日初めて知った内容もありました。このような勉強会がもつとあればいいです」と満足そうに話していました。

養父支部

養父市広谷251-1 TEL・664-1142 FAX・664-2181

毎月区民が集まり交流する「奥米地お楽しみ俱楽部」が2月18日、同区高齢者福祉センターで開催されました。大雪のなか、子どもから高齢者まで32人が集まり、健康体操やレクリエーションなどを楽しみました。同俱楽部は、区民が楽しくつどい場をつくろうと福祉委員、民生・児童協力委員が中心になり、区とNPO法人ほたるの里奥米地の協



▲雪が降る中集まった参加者。楽しく体操して身体もホカホカ  
(=2月18日、奥半地高齢者福祉センター)

賛で開催しています。  
この日は、まず全員  
で「やぶからぼうたい  
そう」をしました。参  
加者は曲にあわせて  
体をひねったり伸ば  
したりしながら「体が  
よ一ぬくもつたわ」  
と、さわやかな笑顔  
を浮かべていました。  
お昼には福祉委員  
と有志が温かい雑煮  
やぜんざい、炊き込  
みご飯をふるまい、  
参加者はくつろいだ  
様子で食事を楽しん  
でいました。

そのほか、ソフトダーツや豆つかみ競争なども行われ、会場は笑い声と歓声につつまれていました。

参加者の小谷安子さんは「体を動かす」とで元気がもられました。毎月体操があってもええな」と、福祉委員の佐藤幸子さんは「みんなさんに喜んでもらえてうれしい。次はどんなゲームをしようか考えるのは楽しいです」と話していました。

# information

## 大屋支部

養父市大屋町加保678-1 大屋保健センター内 TEL : 669-1598 FAX : 669-0093



▲フライパン1つで簡単にできるぶりの照り焼き  
(=2月23日、大屋保健センター)

高齢になつても動物性タンパク質をしっかりと取ると、老化しにくく、病氣にもかかりにくくなります。

2月23日の『野ごくの会』は11人が参加し「家庭で出来る食べやすい工夫」をテーマに、養父市健康課の村上得美子栄養士を講師に招き、動物性タンパク質の無理なく摂取しやすい調理法について学習しました。

最初に、高齢者の食事バランスについて、「一日に」「何を」「どれだけ」食べればよいかなどをイラストで説明を受けました。その後、ぶりをフライパンで煮詰めていく照り焼きや、冷やご飯でとろみをつけた人参スープ、生姜たっぷりの鶏飯などを分担しながら調理していきました。

参加者は「これなら家でも作れそう」「栄養バランスも考えて少しずつでも品数を増したい」となど話し、村上栄養士からは「食を介した高齢者の生活の質の向上は『適切な栄養素補給』だけでなく同時に『食生活を通して多くの人とコミュニケーションを取り、健やかな日常生活を送る』という心理状態の充実も重要ですよ」と説明がありました。

## 介護者の会

### 「栄養とコミュニケーション」で調理実習

## 介護者の会

### 「栄養とコミュニケーション」で調理実習

## 関宮支部

養父市関宮193 関宮ふれあいの郷内 TEL : 667-3248 FAX : 667-3351



▲ゆったり会のメンバーに団子の丸め方を教わります(=2月20日、関宮小学校)

ひとり暮らし高齢者でつくる「ゆったり会」は、関宮小学校の児童に昔遊びや自然の素材を使った遊びを教える活動をしています。

2月20日は、同校家庭科室で2年生32人との交流会が開かれました。

同会のメンバー6人と児童は、代表の相地巧さんのリードでゲームを楽しんだ後、グループに分かれて給食のデザートに「フルーツ白玉」を作りました。

粉をこねてからまるめ、

▼みんなで楽しく給食を食べました



ひとり暮らし高齢者でつくる「ゆったり会」は、関宮小学校の児童に昔遊びや自然の素材を使った遊びを教える活動をしています。

苑でて白玉団子を作り、切り分けたフルーツと合わせ、器に綺麗に盛り付けました。竹山愛珠さんは「団子は最初こねるのが難しかったけど、やっているうちにできるようになりました。樂しかったです」また、担任の上田直美先生は、「2年間にわたり、豆の葉柄細工や草花を使つた遊びを教えていただけ中で児童たちは満足した顔を見せています。メンバーの方に対しても最初は恥ずかしそうにしていましたが自分から声をかけるようになりました。自然の中での遊びを教わるのは貴重な体験だと思います」と話していました。



## ～介護福祉課からこんにちは～ 訪問入浴サービス事業所です

No.12



養父市社協の訪問入浴サービスは入浴される方に「気持ちよかった」と感じていただけるよう、個々人の心身の状態に合わせてご自宅での入浴をおこないます。「笑顔あふれるたのしいひととき」をお届けします。

Q 1. 訪問入浴はどんな人が利用されているんですか？

- ご自宅のお風呂に入浴が難しい方。
- 通所介護（デイサービス）等に出かけるのが難しい方。



Q 2. 自宅のお風呂を使うのですか？

- 簡易浴槽をベッドの隣に置き、状態に合わせた入浴が可能です。



Q 3. 何を準備したらよいですか？

- バスタオル・タオル・着替え・シャンプー・石鹼の準備をお願いしています。

私たちスタッフが訪問します

【お問い合わせ】 養父市社会福祉協議会 訪問入浴サービス事業所

養父市八鹿町下網場320番地 地域交流センター「福祉の杜」2階  
電話:662-0666 FAX:662-0667

## 子育てサロン八鹿 休止のお知らせ

子育て中のお母さんたちの交流の場として、毎月第3水曜日に八鹿老人福祉センターで開設している「子育てサロン八鹿」は、平成16年4月にボランティアグループ「子育て支援ようか」と社会福祉協議会が協力して立ち上げ、同グループが主体となって運営しています。

しかし、このたび諸事情により平成24年3月21日をもちまして、活動を休止することになりましたのでお知らせいたします。

子育て支援ようか  
養父市社会福祉協議会

・ 場 所	・ 日 時	・ 場 所	・ 日 時	・ 場 所	・ 日 時	・ 場 所	・ 日 時	・ 場 所	・ 日 時
関 宮	3月 10日 ふれあいの郷	子育てサロン関宮	3月 16日 ふれあいの郷	八鹿老人福祉センター	3月 21日 (水)	子育てサロン八鹿	3月 21日 (水)	子育てサロン八鹿	3月 21日 (水)
ふれあいの郷	3月 26日 (月)	ふれあいの郷	3月 26日 (月)	八鹿老人福祉センター	3月 26日 (月)	ふれあいの郷	3月 26日 (月)	ふれあいの郷	3月 26日 (月)
30		30		30		30		30	
※3月19日はお別れ会をします。									
(最終回)									
3月・4月の子育てサロンの案内									
・ 場 所	・ 日 時	・ 場 所	・ 日 時	・ 場 所	・ 日 時	・ 場 所	・ 日 時	・ 場 所	・ 日 時
三宅団地集会室	4月 10日 (火)	伊佐ふれあい俱楽部	4月 10日 (火)	高柳ふれあい俱楽部	3月 28日 (水)	子育てサロン高柳	3月 28日 (水)	子育てサロン高柳	3月 28日 (水)
11		30		30		11		11	



# 総合相談所のご案内

いずれも相談無料

## 心配ごと相談・結婚相談

13:30～16:00

身の回りの困りごとや結婚に関する相談はありませんか？

- ◆ 3月23日(金) 関宮ふれあいの郷
- ◆ 4月 6日(金) 地域交流センター「福祉の杜」
- ◆ 4月13日(金) 社協養父支部
- ◆ 4月20日(金) 大屋保健センター

## 弁護士による無料法律相談

13:30～16:30

先着6人の予約制となっておりますので、事前に電話でお申し込みください。

- 期 日 平成24年5月16日(水)
- 場 所 地域交流センター「福祉の杜」
- 相 談 時 間 1人30分程度
- 申込み先 養父市社協本部 電話 662-0160

## くらしの法律相談

8:30～17:00

消費者被害や訴訟問題、成年後見制度、福祉サービス利用援助事業などの相談を社協窓口で受け、担当弁護士に伝えて問題解決のお手伝いをします。

相談は、毎週月～金曜日までの常時、本部及び各支部で受付けています。

## 教えて弁護士さん！



### 第59回 「保証人」のはなし



Q 私には、精神障害を持つ弟がいて、これまで精神科病院に入院していたのですが、近々退院し市内で一人暮らしすることになりました。

先日弟が入院する病院のケースワーカーから、賃貸借契約を結ぶにあたり保証人になって欲しいと言われましたが、私一人では決めきれず夫に相談したところ、後に色々な不利益が生じるのではないかといつて、反対されました。

私としては、実の弟のために保証人になってあげたいのですが、保証人について良くわからず、夫を説得することができません。保証人となるとどのような問題があるのでしょうか？

A まず、「保証人」といっても正確には色々な意味があり「連帯保証人」「身元保証人」「身元引受人」のそれぞれに異なる意味があります。

「保証人」「連帯保証人」とは、それぞれ本人が支払うべき家賃等を支払わなかつた場合に、保証人が支払う義務を負うというものです、「保証人」の場合、先に本人に請求し本人から支払ってもらえたかった後でないと、保証人に請求できません。「連帯保証人」



はま  
濱

りょうけん  
諒賢くん 3歳11ヶ月(右)  
たくと  
匠くん 8歳5ヶ月(左)  
(京口・兄弟)



うちげえの  
宝

お父さんの仲一さんに聞きました♪

#### ◆名前はどのようにつけましたか？

匠人は優れた技術を持ち、人の心がわかるよきリーダーになってほしい。諒賢は誠実で賢い人になってほしいと思い名づけました。

#### ◆今、興味をもっていることはなんですか？

諒賢はひらがな、カタカナを得意そうに読んでくれます。匠人はスポーツ、勉強に毎日頑張っています。春はプールで強化訓練だ！！

#### ◆ご両親から一言メッセージ

これからもいつもの様に兄弟仲良く助け合って大きく成長してね。生まれてきてくれてありがとうございます。

の場合には、滞納があれば、本人に請求しなくても保証人に対し請求することができるという意味で、「連帯保証人」の方がより責任が重いといえます。

「身元保証人」とは、法律上の規定では雇用の場面で用いるもので、その人を雇用した結果会社に損害を与えた場合に、保証人が損害を賠償するというものですので、それ以外の場面で用いられている場合には、直ちにどのような義務を負うのかは分かりません。一般的には「保証人」と同じ意味で用いられていることが多いと思います。

「身元引受人」については、法律上の規定はありませんので、「身元引受人」が負う義務を契約時に決めておかないと、何を負担するのかがはっきりしないということになります。ただ、一般的に「身元引受人」といった場合、万が一本人が亡くなった場合などに遺体を引き取るなどの義務を負うもの、として用いられていると思います。

そこで、今回の場合、契約書に「保証人」「連帯保証人」という規定があれば、ご本人が家賃の滞納等をした場合や部屋を壊したという場合の支払いをすべきことになります。「身元保証人」「身元引受人」という記載であれば、何を求められているか明らかではないので、大家さんに確認し、負担する内容を契約書に記載してもらうべきだと思います。

S I N 法律労務事務所 弁護士 福島 健太



この広報誌は共同募金配分金が使われています。